

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	(情報政策課)	12
○土地改良区の定款の変更の認可.....	(農業施設管理課)	13
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(農業施設管理課)	13
○森林法による通知に代える公示.....	(治山課)	13
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....	(治山課)	13
○道路の区域の変更及び供用の開始.....	(維持管理防災課)	14

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件).....	14
-----------------------------	----

告 示

北海道告示第345号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定の役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

平成28年5月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

北海道自治体情報セキュリティクラウド構築業務 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契 約 期 間 契約締結の日から平成29年3月31日まで

(4) 履 行 場 所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成27年北海道告示第726号に規定する情報システムの開発の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されてい

いこと。

(4) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価の認定を取得していること。

(5) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会又は同協会が指定したプライバシーマーク付与認定指定機関が認定するプライバシーマーク使用許諾を受けていること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成28年5月10日から同年6月7日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎5階

北海道総合政策部情報統計局情報政策課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道総合政策部情報統計局情報政策課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎3階テレビ会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部情報統計局情報政策課）

(2) 入 札 日 時 平成28年6月21日（火）15時（送付による場合は、同月20日必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 郵便等による入札の可否

認める。

8 契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の3の(1)による。

9 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。なお、電子メール送信による交付を希望する場合は、契約に関する事務を担当する組織に電子メール(sogo.jokil@pref.hokkaido.lg.jp)で申し込むこと。

10 落札者の決定方法

この入札は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札の方法によるので、入札に参加しようとする者は、入札書の提出とともに、契約の対象となる物件の性能、機能、技術等を記載した提案書を提出しなければならない。
また、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち、同条第3項の規定による落札者決定基準により、価格その他の条件が最も有利なものをもって入札をした者を落札者とする。

なお、開札において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者及びその入札価格のみを発表することとするが、落札者は、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を評価の上、後日決定し、当該落札者及びその他の入札者に対し通知する。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

12 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(10)、(11)及び(13)から(15)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道総合政策部情報統計局情報政策課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
(3) 電 話 番 号 011-204-5174

13 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured : local public organization information security cloud by building network system project one set
B Bid tenderring date and time : 3 : 00 P.M., June 21, 2016
(If mailed, bid must arrive no later than June 20, 2016)
C Contact : Information Policy Planning Division, Bureau of Information and Statistics, Department of Policy Planning and Coordination, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5174

北海道告示第346号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成28年5月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成28. 4.25	深川土地改良区
同	由仁土地改良区
同	秩父別土地改良区
同	石狩土地改良区

北海道告示第347号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（美幌美禽地区（客土、暗渠排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局に備え置いて、平成28年5月11日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成28年5月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第348号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を中標津町役場の掲示場に掲示した。

平成28年5月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 通 知 の 内 容 平成28年北海道告示第301号
2 所在が不明な者 柳田 治郎

北海道告示第349号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年5月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 茅部郡鹿部町（次の図に示す部分に限る。）
(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
2(1) 指定施業要件の変更に係る保 茅部郡鹿部町（次の図に示す部分に限る。）
安林の所在場所
(2) 保安林として指定された目的 魚つき
(3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び鹿部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成28年5月10日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
2 路線名 古平神恵内線
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
古宇郡神恵内村大字神恵内村字トーマル1350番1地先から	前	38.50mから 87.55mまで	103.06m	—
同郡神恵内村大字神恵内村字トーマル国有林後志森林管理署1148林班い小班地先まで	後	38.50mから 87.55mまで	103.06m	—

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁胆振教育局告示第25号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年5月10日

北海道教育庁胆振教育局長 阿 部 清 明

1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

(1) A重油その1	（伊達・虻田地域）	302,000リットル
(2) 灯油その1	（伊達・虻田地域）	41,000リットル
(3) A重油その2	（室蘭A地域）	205,000リットル
(4) 灯油その2	（室蘭A地域）	40,000リットル
(5) A重油その3	（室蘭B・登別地域）	232,000リットル
(6) 灯油その3	（室蘭B・登別地域）	63,000リットル
(7) A重油その4	（苫小牧A・白老地域）	110,000リットル
(8) 灯油その4	（苫小牧A・白老地域）	42,000リットル
(9) A重油その5	（苫小牧B地域）	140,000リットル
(10) 灯油その5	（苫小牧B地域）	43,000リットル
(11) A重油その6	（安平・厚真地域）	53,000リットル
(12) 灯油その6	（安平・厚真地域）	10,000リットル
(13) A重油その7	（むかわ地域）	55,000リットル
(14) 灯油その7	（むかわ地域）	15,000リットル

2 落札を決定した日

平成28年3月29日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)及び(5)

ア 氏 名 北海道エネルギー株式会社

イ 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地

(2) 1の(2)及び(6)

ア 氏 名 株式会社友和商事

イ 住 所 室蘭市中島町1丁目10番12号

(3) 1の(3)

ア 氏 名 栗林石油株式会社

イ 住 所 室蘭市入江町1番地19

(4) 1の(4)

ア 氏 名 北海道エナジティック株式会社

- イ 住 所 札幌市白石区東札幌3条1丁目1番18号
- (5) 1の(7)及び(13)
- ア 氏 名 茂田石油株式会社
- イ 住 所 旭川市住吉4条2丁目8番13号
- (6) 1の(8)及び(10)
- ア 氏 名 ミナミ石油株式会社
- イ 住 所 札幌市北区篠路7条1丁目4番1号
- (7) 1の(9)及び(11)
- ア 氏 名 しずない農業協同組合
- イ 住 所 日高郡新ひだか町静内本町4丁目1番6号
- (8) 1の(12)及び(14)
- ア 氏 名 苫小牧地方石油業協同組合
- イ 住 所 苫小牧市元中野町4丁目1番5号
- 4 落札金額
- (1) 32.50円
- (2) 36.20円
- (3) 31.30円
- (4) 35.00円
- (5) 32.50円
- (6) 35.00円
- (7) 33.60円
- (8) 38.99円
- (9) 33.80円
- (10) 38.99円
- (11) 33.80円
- (12) 42.00円
- (13) 38.60円
- (14) 45.00円
- 5 契約の相手方を決定した手続
- 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
- 平成28年2月9日付け北海道教育庁胆振教育局告示第6号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

北海道教育庁胆振教育局告示第26号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成28年5月10日

北海道教育庁胆振教育局長 阿 部 清 明

- 1 随意契約に係る特定役務の名称 スクールバス貸貸借1日当たりの単価及び予定数量
- (1) 北海道室蘭養護学校スクールバス貸貸借（室蘭コースA：青バスA）1日2運行
96日
- (2) 北海道室蘭養護学校スクールバス貸貸借（室蘭コースB：青バスB）1日3運行
109日
- (3) 北海道室蘭養護学校スクールバス貸貸借（登別コースA：赤バスA）1日2運行
96日
- (4) 北海道室蘭養護学校スクールバス貸貸借（登別コースB：赤バスB）1日3運行
109日
- (5) 北海道室蘭養護学校スクールバス貸貸借（伊達コースA：黄バスA）1日2運行
96日
- (6) 北海道室蘭養護学校スクールバス貸貸借（伊達コースB：黄バスB）1日3運行
109日
- 2 随意契約の相手方を決定した日
- 平成28年3月29日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
- (1) 氏 名 道南バス株式会社
- (2) 住 所 室蘭市東町3丁目25番3号
- 4 随意契約に係る契約金額
- (1) 42,150円
- (2) 50,400円
- (3) 43,450円
- (4) 56,450円
- (5) 60,800円
- (6) 76,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
- 随意契約
- 6 随意契約により相手方を決定した理由
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号
